

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年12月5日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 札幌すすきの駅前複合開発計画
所在地 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名称	住所	代表者
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号	代表取締役 星野 浩明
株式会社竹中工務店	大阪府中央区本町4丁目1番13号	代表取締役 佐々木 正人
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役 山本 哲也
株式会社アインファーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役 淡路 英広
株式会社キタデン	札幌市中央区南四条西13丁目1番8号	代表取締役 伏木 進

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No.1 午前6時00分から午後10時00分まで

荷さばき施設No.2 午前6時00分から午後10時00分まで

(変更後) 荷さばき施設No.1 24時間

荷さばき施設No.2 午前6時00分から翌午前1時00分まで

(4) 変更する年月日

令和5年11月28日

(5) 変更する理由

営業政策の変更により営業時間を延長するため。

2 届出年月日 令和5年11月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和5年12月5日～令和6年4月5日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和6年4月5日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。